

令和6年第1回

中津川市議会（定例会）議案

令和6年2月26日

令和6年第1回中津川市議会（定例会）議案目次

議第12号	中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
議第13号	中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・ 6
議第14号	中津川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について・・・・・・・・ 8
議第15号	中津川市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
議第16号	中津川市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
議第17号	中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
議第18号	中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
議第19号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
議第20号	中津川市道路占用料条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
議第21号	中津川市水道事業給水条例及び中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 53
議第22号	中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 55
議第23号	中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・ 57
議第24号	中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 58
議第25号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・ 59
議第26号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・ 60

議第27号	中津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について・・・・・・・・・・	61
議第28号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
議第29号	北部辺地に係る総合整備計画の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
議第30号	下浦辺地に係る総合整備計画の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64

議第12号

中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について
中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

地方自治法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年中津川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第13号

中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

地方自治法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第14号

中津川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
中津川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

国立大学法人法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

中津川市職員の退職手当に関する条例（昭和37年中津川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第15号

中津川市手数料条例の一部改正について

中津川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市手数料条例の一部を改正する条例

中津川市手数料条例（平成12年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

「

<p>1 戸籍法 （昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。） の施行に関する事務</p>	<p>（1） 法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	<p>戸籍謄 抄本交 付手 数 料</p>	<p>1 通に つき</p>	<p>450円</p>
	<p>（2） 法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍に記載した</p>	<p>戸籍記 載事 項 証 明 書 交 付 手 数 料</p>	<p>証 明 事 項 1 件 に つ き</p>	<p>350円</p>

別表中

事項に関する証明書の交付			
(3) 法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍謄本交付手数料	1通につき	750円
(4) 法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき	450円
(5) 法第48条第1項の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同条第2項の	戸籍証明書交付手数料	1通につき	350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に

	規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付			ついて、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円)
	(6) 法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書等 閲覧手 数料	書類 1 件につ き	350円

「

1 戸籍法 (昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。) の施行に関する事務	(1) 法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項、第120条の2第1項の規定に基づ	戸籍謄 抄本交 付手数 料	1通に つき	450円
---	---	------------------------	-----------	------

く戸籍証明書の 交付			
(2) 法第10条第 1項若しくは第 10条の2第1項 若しくは第3項 から第5項まで の規定に基づく 戸籍に記載した 事項に関する証 明書の交付	戸籍記 載事項 証明書 交付手 数料	証明事 項1件 につき	350円
(3) 法第120条の 3第2項の規定 に基づく戸籍電 子証明書提供用 識別符号の発行 (情報通信技術 を活用した行政 の推進等に関す る法律(平成14 年法律第151号) 第7条第1項の 規定により同法 第6条第1項に 規定する電子情 報処理組織を使 用する方法(総 務省令で定める	戸籍電 子証明 書提供 用識別 符号発 行手数 料	戸籍電 子証明 書提供 用識別 符号1 件につ き	400円

ものに限る。以下この項及び(6)の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本

を

	又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
(4)	法第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項、第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付	除籍謄本交付手数料	1通につき	750円
(5)	法第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍に記	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき	450円

に改め

<p>載した事項に関する証明書の交付</p>			
<p>(6) 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>700円</p>

<p>に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
<p>(7) 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用す</p>	<p>戸籍証明書交付手数料</p>	<p>1通につき</p>	<p>350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙</p>

	<p>る場合を含む。 次部において同じ。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>			<p>を用いる場合にあっては、1,400円)</p>
	<p>(8) 法第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>届書等 閲覧手 数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>350円</p>

る。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議第16号

中津川市介護保険条例の一部改正について
中津川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

介護保険事業計画策定により介護保険料等を見直すため、及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市介護保険条例の一部を改正する条例

中津川市介護保険条例（平成12年中津川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「34,800円」を「32,760円」に改め、同項第2号中「令第39条第1項第2号」を「令第38条第1項第2号」に、「45,240円」を「49,320円」に改め、同項第3号中「令第39条第1項第3号」を「令第38条第1項第3号」に、「52,200円」を「49,680円」に改め、同項第4号中「令第39条第1項第4号」を「令第38条第1項第4号」に、「62,640円」を「64,800円」に改め、同項第5号中「令第39条第1項第5号」を「令第38条第1項第5号」に、「69,600円」を「72,000円」に改め、同項第6号中「令第39条第1項第6号」を「令第38条第1項第6号」に、「83,520円」を「86,400円」に改め、同項第7号中「令第39条第1項第7号」を「令第38条第1項第7号」に、「90,480円」を「93,600円」に改め、同項第8号中「令第39条第1項第8号」を「令第38条第1項第8号」に、「104,400円」を「108,000円」に改め、同項第9号中「令第39条第1項第9号」を「令第38条第1項第9号」に、「118,320円」を「122,400円」に改め、同項第10号から第13号までを次のように改める。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 151,200円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 165,600円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 172,800円

第2条第2項を次のように改める。

- 2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第143条の規定にかかわらず、120万円とする。

第2条に次の6項を加える。

- 3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づく規則第143条の2の規定にかかわらず、210万円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第3

- 8条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、320万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、令第38条第9項第1号の規定にかかわらず、420万円とする。
 - 6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項第2号の規定にかかわらず、520万円とする。
 - 7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、620万円とする。
 - 8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。

第4条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に改め、「(第1項に規定する者を除く。)」を削り、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附則第9条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 20,520円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 34,920円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 49,320円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の中津川市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第17号

中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する
条例等の一部改正について

中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例
等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、こ
の条例を定めようとする。

中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する
条例等の一部を改正する条例

(中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条
例の一部改正)

第1条 中津川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関す
る条例(平成24年中津川市条例第26号。附則において「地域密着型サービス基準条
例」という。)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中
「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型
訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を
加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又
は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体
的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行
ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の
心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」とい
う。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を
「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブ
サイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中
「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を
「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の
規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定
による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6

号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号中」を「同項第4号中」に、「同項第4号中」を「同項第5号中」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「若しくは指定介護予防支援」を「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護予防支援」に改める。

第66条第1項ただし書及び第2項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加え

る。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第92条第5号中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を
検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に
資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用
者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討す
るための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期
的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」
に改める。

第111条第1項ただし書中「業務」を「職務」に改め、「同一敷地内にある」を削
り、「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多
機能型居宅介護事業所の業務」を「の職務」に改める。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」
を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加
える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定め
るに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければ
ならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う
体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合に

において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び106条の2」に改める。

第130条第7項中「第1項及び」を「第1項第1号、第3号及び第4号並びに」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的を確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の

医療機関に入院した後に、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び106条の2」に改める。

第151条第8項中「第1項」を「第1項第2号及び第4号から第6号まで」に改め、同項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合におい

て診療を行う体制を、常時確保していること。

- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。
(中津川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年中津川市条例第27号。附則において「地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険

法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「業務」を「職務」に、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の業務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体の拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規

模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第8号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

(中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 中津川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成30年中津川市条例第7号。附則において「指定居宅介護支援等基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第6項において同じ。)を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された

法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改め、同項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同条第6項中「規定により、」を「規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身

体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第1項第8号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第2項第5号中「主治の医師、歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改める。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、第2項及び第3項を次のように改める。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第2号エ中「第16条第2項第2号の」を「第16条第2項第2号に規定する」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2項第2号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際

の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(中津川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 中津川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年中津川市条例第38号。附則において「指定介護予防支援等基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条

第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）を加える。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」の次に「第1項」を加える。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アに規定する面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第23条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス

基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議第18号

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運
営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年中津川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」の次に「等」を加え、同条中「を掲示しなければならない」
を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接
受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送
又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改め
る。

第35条第3項中「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用
定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利
用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は
幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用
教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1
日から施行する。

議第19号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について
中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の6の12中「22万円」を「24万円」に改める。

第21条第1項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中津川市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第20号

中津川市道路占用料条例の一部改正について
中津川市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

道路法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市道路占用料条例の一部を改正する条例

中津川市道路占用料条例（昭和28年中津川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「納額告知書」を「納入通知書」に改める。

「

別表中

占用物件			占用料	
			単位	金額
(略)				
令第7条第8号に掲げる施設並びに同条第9号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
令第7条第11号に掲げる器具				Aに0.018を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額

			た額
		階数が4以上のもの	Aに 0.013を乗じて得た額
	その他のもの		Aに 0.018を乗じて得た額

占有物件			占有料	
			単位	金額
(略)				
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに 0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに 0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに 0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに 0.013を乗じて得た額
	その他のもの			Aに 0.006を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに 0.018を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの		Aに 0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに 0.009を乗じて得た額

を

に改め

	階数が3 のもの	Aに 0.011 を乗じて得 た額
	階数が4 以上のも の	Aに 0.013 を乗じて得 た額
	その他のもの	Aに 0.018 を乗じて得 た額

る。

別表備考第5項中「休憩所、給油所又は自動車修理所」を「施設」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第21号

中津川市水道事業給水条例及び中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

中津川市水道事業給水条例及び中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

水道法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市水道事業給水条例及び中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

(中津川市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 中津川市水道事業給水条例（平成9年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第42条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年中津川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第22号

中津川市消防本部消防手数料条例の一部改正について
中津川市消防本部消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市消防本部消防手数料条例の一部を改正する条例

中津川市消防本部消防手数料条例（平成12年中津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表2の部2の項才第1号中「118万円」を「145万円」に改め、同項才第2号中「141万円」を「172万円」に改め、同項才第3号中「159万円」を「192万円」に改め、同項才第4号中「195万円」を「236万円」に改め、同項才第5号中「227万円」を「274万円」に改め、同項才第6号中「455万円」を「564万円」に改め、同項才第7号中「582万円」を「724万円」に改め、同項才第8号中「707万円」を「879万円」に改める。

同表11の部1の項イ中「するもの」を「するもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6千円）」に改め、同部5の項ア中「(昭和42年法律第149号)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第23号

中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を
中津川市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
名古屋市緑区	馬場 啓子

議第24号

中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項
の規定により、次の者を中津川市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市川上	橋本 あみる

議第25号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市坂下	松井 勝広

議第26号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市高山	青山 健一

議第27号

中津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定により、次のとおり中津川市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

1 指定する郵便局の名称

付知郵便局及び坂本郵便局

2 指定する郵便局で取り扱う事務

(1) 個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

(2) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3月前までに、中津川市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

議第28号

工事請負契約の変更について
工事請負契約を次のように変更するものとする。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

東濃東部都市間連絡道路整備工事（2-2（2）工区）請負契約（令和4年議第92号議決）中「206,800,000円」を「235,152,500円」に変更する。

議第29号

北部辺地に係る総合整備計画の変更について

北部辺地に係る総合整備計画を別添のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志

議第30号

下浦辺地に係る総合整備計画の変更について

下浦辺地に係る総合整備計画を別添のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月26日提出

中津川市長 小栗仁志